

全住連第 41 号
令和3年3月19日

地方住宅供給公社
財務・経理担当部長様

地方住宅供給公社会計基準委員会
委員長 永井 彰
(一社)全国住宅供給公社等連合会
事務局長 宗田 素典

企業会計における「収益認識に関する会計基準」及び「会計上の見積り
の開示に関する会計基準」の地方住宅供給公社会計基準への反映について

地方住宅供給公社会計基準（以下「公社会計基準」という。）は、平成14年4月1日の制定以来、企業会計の基準等が制定または改訂された都度、これを踏まえた必要な改定等を行い、全国の地方住宅供給公社における統一された会計基準としての一般性、公正性を確保している。

今般、企業会計基準委員会から、平成30年3月30日企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）が公表され、令和3年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されることとなった。また、令和2年3月31日企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（以下「会計上の見積り開示会計基準」という。）が公表され、令和3年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用されることとなった。

これらの企業会計における新たな基準、とりわけ収益認識会計基準については従来の実現主義による収益認識を大きく変更する重要な企業会計基準の改訂であり、公社会計基準へ反映すべきものである。また会計上の見積り開示会計基準についても、財務諸表による財務状況の説明を充実する観点から公社会計基準へ反映することが適当なものである。

しかしながら、全国の地方住宅供給公社は、その経営規模や事業内容が様々であり、財務報告に関する利害関係者の範囲にも大きな差があることから、公社会計基準への反映の方法について、その影響等を慎重に検討する必要がある。

また、収益認識基準については、有価証券報告書の提出義務のある法人及び大会社に強制適用されていることなどを踏まえ、適用の対象とする公社をどこまでとするか等について検討する必要がある。

こうしたことから、収益認識会計基準及び会計上の見積り開示会計基準の公社会計基準への反映については、令和3年度内に当委員会において検討を行い、利害関係者等から意見聴取を行った上で必要に応じた改訂等を行うこととし、それまでの間は、現行の公社会計基準を継続適用することとする。